

Q&Aコーナー



技術コンサルタントの倫理について —事例研究：あなたならどうするか？—

技術士（経営工学部門） 武田至正

1、はじめに

近年CSR（企業の社会的責任）を問われる事件が数々発生しています。技術コンサルタントは、「現場の企業活動を担っている人々こそCSRの根幹ではないか」と考えられる組織の中でコンサル活動をしています。

そこで益々グローバル化が進む日本で、技術コンサルタントが、正しく行動するために「技術者の倫理」について、一つの事例を参考に検討したいと思います。

（モラルに基づく判断を規範の形にしたのが倫理であり、技術者についてのそれが技術者倫理である。）

2、事例

「公衆の福利—依頼人の利益を損なう情報の扱い」

—あなたならどうするか？—

1) 事例の事実関係

Z社の動向

- ・工場プラントの増設に伴い有害物質の廃水が、公共水域へ排出する許可を申請する。
- ・市の環境保全課から排出基準に伴い60日以内に届出を提出する様通告を受ける。
- ・Z社は廃水が排出基準に合致することを確認するためA氏（技術コンサルタント）に調査依頼し、レポートの提出をお願いする。
- ・調査の結果、基準値以内は難しく、その対応に多額の費用発生が予測され、A氏からZ社の担当幹部に口頭で事前に技術的な対策の必要性を説明した。
- ・突然Z社はA氏に文書化した調査報告の提出をしないよう指示し、対価を全額支払って契約の終了を通告した。やむを得ずA氏は了承した。

・その後市が近隣住民に説明会を開催したこと、その際Z社が今後排出される廃水が排出基準を満たしていることの見解を示すデータを報告したことを知った。

2) 問題点

A氏は説明会の様子を知った後に、市当局に彼の調査結果を知らせる倫理的な義務があるか？（A氏の会社に対する受託責任並びに社会的立場から考察する）

▽
あなた（技術コンサルタント）ならどうするか？

依頼人の要求が、社会に対する責任と矛盾する時、技術者として最も難しい立場になります。その時行動の基準となるものが、「技術士倫理要綱」です。

尚この事例は、NSPE 審査委員会編、日本技術士会誌「科学技術者倫理の事例と考察」、丸善株式会社刊（2000）を参考に日本の事例として分かりやすく脚色したものです。

3、技術士法に見る技術者倫理

技術士法は、昭和58年4月27日制定し、平成12年4月26日最終改訂（法律第48号）し、平成13年1月6日より施行しております。

改訂の大きな狙いには、日本技術士会の倫理規範である「技術士倫理要綱」の内容にもあります。

そこで既に平成11年改訂済みの日本技術士会・倫理規程「技術士倫理要綱」を説明する。

1) 技術士倫理要綱

（旧）技術士業務倫理要綱： 日本技術士会制定
(昭和36年3月14日 理事会制定)

(新) 技術士倫理要綱 : 日本技術士会改訂
(平成 11 年 3 月 9 日 理事会改訂)
改訂の大きな狙いは、下記のとおり倫理要綱の冒頭文にあります。

【冒頭文】

「技術士は、公衆の安全、健康および福利の最優先を念頭に置き、その使命、社会的地位および職責を自覚し、日頃から専門技術の研鑽に励み、つねに中立公正を心掛け、選ばれた専門技術者としての自負を持ち、本要綱の実践に努め行動する。」

以上のように本来の倫理項目（身分の中立性、守秘義務…）の他更に新要綱では、「社会に対する責任」がクローズアップされており、その外に「業務上のトラブルを防止するための項目（相互の信頼）」が含まれています。しかし「中立性」で、より曖昧さが増し、「報酬」では厳しさという点で後退しているなどが懸念されます。

尚本改訂にはアメリカの二つの倫理規定を参考にしています。

2) 参考にしたアメリカの倫理規定

①全米プロフェッショナル・エンジニア協会 (NSPE) の倫理規定

②アメリカ土木技術者協会 (ASCE) の倫理規定

①②とも細目を定める実務タイプであるのに対し、日本技術士会の倫理要綱は、簡単すぎまた抽象的すぎ、果たして十分に機能するか疑問であります。

以上から日頃我々が目にする国内の倫理規定で、実務上の原則として「公衆の福利」を明確にしたものは未だありません。しかしこのように要約されるのではないでしょうか。

- ・技術者は公衆に対する責任があり社会と密着した関係にある。即ち技術者倫理は、言い換えれば公衆に信頼され、社会性を獲得する前提条件である。

3、倫理規範調査の経緯

日本技術士会・倫理委員会編「技術士の倫理」によると技術者倫理の体系的モデル構築は、下記 1) ~ 4) の経緯で推進されています。(詳細略)

1) 調査の骨組み構想

「科学技術に係るモラル」或は「科学者の倫理」は、茫然とした、際限のない課題である。その調査に取りかかるには、見方によっていろいろな切り口はあるが創造的工夫をして、調査の骨組みを構想している。

2) モラル要素の選択→27 のモラル要素抽出

国内の「共通モラル」と「日本の技術者の実態」という前提で「科学技術に係るモラルに関する調査」を実施している。

3) モラル要素の整序 (7 原則と 9 義務)

技術者の倫理を貫く「原則」とそれに基づいて技術者が負う「義務」の種類を明らかにしている。

4) NSPE と ASCE の基本綱領の整序を実施している。

以上を参考に近年の事故・事件例の調査課題を分析してみます。

5、近年の事故・事件例の調査課題 (5 例) の分析

<原則>	<モラル要素>
公衆優先原則	—科学技術の危害の防止—
有能性原則	—技術者のアイデンティティー—
信頼関係原則	—組織と情報伝達—
公衆優先原則	—法と倫理の補完関係—
眞実性原則	—正直性・眞実性・信頼性—

<事故・事件>	<義務>
—雪印乳業食中毒事件	—注意義務
—東海村 JOC 事故	—注意義務
—阪神大震災	—共同義務
—カネミ油症事件	—規範遵守義務
—三菱自動車クレーム隠し	—情報開示義務

更に最近の事故・事件は、いかなる欠如か？

- ・出光石油タンク火災
- ・ブリヂストンタイヤ工場火災
- ・新日鐵タンク火災
- ・スーパー食品の表示(産地、賞味期限…)
- ・違い
- ・医療ミス(手術、注射、投薬)
- ・霞ヶ浦のコイヘルペス病による大量死
- ・産業廃棄物不法投棄
- ・BSE 牛肉
- ・鶏インフルエンザ
- ・JFE スチールの Cd 排出
- ・パロマガス湯沸かし器の CO 中毒死
- ・クレーン船の高圧電源ケーブル接触
- ・三笠フーズの非食用米の転売…

6、事例の検討

複雑な時代背景の中、今後ますます予想されるZ社のような問題は、その鍵を握る技術者に対して投げかけられた社会の大きな期待であると同時に技術者活動のよりどころとして重要な意義を持つものといえます。ここでZ社の問題を見直し、結論を導いてみます。

1) 事例の設問の問題点を要約

- ①排出されている廃水の水質は明らかに排出基準を超えている。
- ②廃水の水質改善には多額の費用がかかり、Z社は虚偽発表をしてでも、それを避けたいと動き始めている。
- ③A氏はコンサルタント対価を全部受け取って、いわば口封じをされている。
- ④A氏は依頼人から知り得た機密情報を、同意なく市当局に開示は出来ない。
- ⑤社会的に見て、この事態は見過ごす事が出来ない問題である。

2) この問題には、A氏の立場から4つの選択肢がある。

- ①ケース1 A氏は、市当局に調査結果を報告すべきである。 肯定①
 - ②ケース2 A氏は、市当局に調査結果を報告すべきではない。 否定①
 - ③ケース3 A氏は、市当局に調査結果を報告してもしなくてもよい。 否定②
 - ④ケース4 A氏は、市当局に調査結果を報告すべきであるとはいえない。 否定③
- 各ケースの論拠として、いろいろな視点が考えられるが、ここでは省略します。

7、考察と結論

このようにさまざまな考え方が複雑に交錯することによって、何れが倫理的に正しいのか、どちらの立場を取るべきかを決定するのが極めて難しくなります。

- ・A氏自身の調査結果を市当局に報告することがZ社に対して倫理的か？
- ・このまま黙っていることが公衆に対して倫理的であるか？

肯定①と否定①の対立点は主にそこにあり否定②もその狭間でゆれています。

以上のように倫理ないしは道徳の問題とは、心の葛藤をどのように解決してゆくかということに深く関わっています。それは、我々が依拠している法制度では規定しにくい部分であり、現在の社会のあり方の中から各人が夫々の立場から最適を求めて体験的に判断することです。

このような問題をどのように処理又は解決するかの目安となるものに組織で作られた倫理規定・綱領や内部告発の制度があるといえるでしょう。米国の場合は「…公衆の安全と健康が危機にさらされる場合、適切な機関に通知する」一方「・・技術プロセスに関する機密情報を同意なしに開示しない」とあり迷うところであるが、NSPE倫理委員会では「公衆の利益に対する危険を機関に通告する技術者の行為は、依頼者の技術プロセスまたは事業業務の開示には当たらない。」との見解を示しています。

【結論】

A氏は、公聴会の状況を知るに及んで、自分の調査結果を当局に報告する倫理的な義務がある。

〈事例の調査課題〉

〈原則〉	〈モラル要素〉	〈義務〉
公衆優先原則	法と倫理の補完関係	情報開示義務
真実性原則	正直性・真実性・信頼	環境配慮義務
	説明責任	
	科学技術と立証責任	

8、あとがき

日本では、日本技術士会倫理要綱のほか土木学会、建設コンサルタント協会、日本機械学会など何れの倫理規定にも公衆の福利に関する具体的項目がなく、判断は難しいといえます。それに対し、守秘義務については明確に規定されているので、これが優先される可能性のほうが高いといえます。

従って否定①～③は、最近の事故・事件の落とし穴ともいえます。

このような事例は、度々国内でも経験されるケースです。しかし最近まで国の政策も産業界の協力を得ながら環境関係の法令を整備し、普及させるとこ

ろに重点をおいていましたのでその意味で技術コンサルタントの守秘義務が重要な役割を担ってきたといえます。その後有害物に対する PRTR 法などの報告、公表の制度が定着する段階に入ってきており、更に産業界、流通業界でも最近しばしば**公衆の利益に反する数多くの問題が公表されマスコミなどで大きく取り上げられています。**

こうした事態を受けて、産業界をはじめ日本技術士会でも**公衆の福利をうたった欧米型の倫理規定**に早晩整備され我々の行動も更に明確になるのではないかと思われます。

〈参考資料〉

- 1) (社)日本技術士会 技術士関係法令集 2001.3

- 2) (社)日本技術士会・倫理委員会編「技術士の倫理」
2002.11
- 3) NSPE サービス NSPE 倫理規定 (1996 年版)
- 4) NSPE 審査委員会編、(社)日本技術士会訳「科学技術者倫理の事例と考察」丸善刊 2000.9
- 5) 清水千里著 KKT 研究会「コンサルタントの倫理」(1)、(2) 2000.3、5、 2003.3、4
- 6) 本田尚士著 技術士 11「技術士の倫理問題を考える」 2001.11
- 7) 井筒和一郎著 KKT 研究会「技術者の倫理・事例」 2003.10
- 8) (社)日本技術士会 技術士 10 —500 号記念—
技術者倫理一座談会—「技術者倫理の全体像を探る」 2008.10